

○ 特別融資制度推進会議設置要綱第3の4の(1)のイの(ア)の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるもの(令和2年3月30日付け元経営第3264号農林水産省経営局金融調整課長通知)の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日13経営第2931号農林水産事務次官依命通知)第3の4の(1)のイの(ア)の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものは、次に該当するものとする。</p> <p>人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知)2の(1)の実質化された人・農地プラン(同通知3の規定により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4の規定により実質化された人・農地プランとして取り扱うことができる同種取決め等を含む。)</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日13経営第2931号農林水産事務次官依命通知)第3の4の(1)のイの(ア)の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものは、次の<u>1又は2</u>に該当するものとする。</p> <p>1 人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知)2の(1)の実質化された人・農地プラン(同通知3の規定により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4の規定により実質化された人・農地プランとして取り扱うことができる同種取決め等を含む。)</p> <p><u>2 令和2年度までに限り、同通知5の(1)に基づく工程表で公表が行われているもの</u></p>

附 則 (令和3年3月29日付け2経営第3433号)

この通知は、令和3年4月1日から施行する。